

「航空機乗組員の健康管理に関する基準」等の一部改正について（案）

1. 背景

国土交通省では、今後の航空需要の増加に対応するため、操縦士等の人材確保・活用について検討を進めているところであるが、操縦士の健康の維持・向上の方策についても重要な課題となっている。このため、令和 6 年 3 月に「航空医学分野の規制等に関する検討会」を設置し、加齢乗員の付加検査制度*の見直し、日常的な健康管理の充実、アルコール検査制度の見直し等について検討を重ねてきた。

令和 6 年 11 月 22 日に公表した同検討会のとりまとめを踏まえ、関連する通達の改正を行うものとする。

* 航空運送事業に従事する 60 歳以上（小型機は 62 歳以上）の操縦士に対し、通常の航空身体検査に加えて行う検査のこと。

2. 改正の概要

① 付加検査及び日常の健康管理関係

(1) 航空運送事業に使用される航空機に 60 歳以上の航空機乗組員を乗務させる場合の基準（平成 12 年 1 月 28 日空航第 100 号・空乗第 23 号）の一部改正

- 大型機は 60 歳から、小型機は 62 歳からとされている付加検査の開始年齢を、65 歳からに引き上げる。
- 60 歳以上の者を乗務させる場合には 2 人乗務を求めているところ、最小乗組員数が 1 人である航空機にあっては、付加検査に合格している 60 歳以上の操縦士 1 人のみで乗務することを認める。
- その他所要の改正を行う。

(2) 航空身体検査付加検査実施要領（平成 19 年 5 月 28 日国空乗第 92 号）の一部改正

- スクリーニング検査を廃止することとし、あわせて 2. ①(1)の改正に伴う規定の整備等を行う。
- その他所要の改正を行う。

(3) 航空機乗組員の健康管理に関する基準（平成 28 年 6 月 2 日国空航第 1389 号）の一部改正

- 乗員が将来にわたって航空身体検査基準に適合するために特にフォローすべき項目として血清脂質、血圧、血糖、体格指数を定め、それらの管理目標値を設定・周知すること、定期健康診断等の結果により把握すること、必要があると認める場合には指定航空身体検査医へ情報共有することが可能とすること等を事業者に求める。
- その他所要の改正を行う。

(4) 航空機乗組員の健康管理に関する基準のガイドライン（平成 28 年 6 月 2 日国空航第 1389 号）の一部改正

- 2. ①(3)の改正に対応し、管理目標値の参考値を定めるとともに、乗員健康管理医は管理目標値を逸脱する乗員に対して必要な指導を行うこと、乗員が所属する部門は指導を受けた乗員が適切に対応状況の報告を行うよう措置すること等を事業者に求める。
- その他所要の改正を行う。

② アルコールに関する教育訓練及び健康管理の充実並びにアルコール検査関係

(1) 安全管理システムの構築に係る一般指針（平成 18 年 9 月 26 日国空航第 530-1 号・国空機第 661-1 号）の一部改正

- 安全管理規程に定める事項である「アルコールに関する教育」に関し、教育内容には、「航空医学分野の規制等に関する検討会」のとりまとめ内容を十分に反映させることを求める。

(2) 航空機乗組員の健康管理に関する基準（平成 28 年 6 月 2 日国空航第 1389 号）の一部改正

- 事業者に対し、アルコール依存症等の乗務員を早期に特定するための対策を講じることやアルコールへの依存傾向からの回復を支援すること等を求める。
- その他所要の改正を行う。

(3) 運航規程審査要領細則（平成 12 年 1 月 28 日空航第 78 号）の一部改正

- 副操縦士及び客室乗務員の職務に、健康状態（酒気帯びの有無を含む。）を常に相互確認すること等を追加する。
- その他所要の改正を行う。

(4) 航空機乗組員等のアルコール検査実施要領（平成 31 年 1 月 31 日国空航第 2282 号）の一部改正

- 事業者における飲酒防止対策が有効に機能している場合は、業務中における乗務員間の常時相互確認を徹底することにより、一律の乗務後検査を行わなくてよいこととするが、酒気帯び等が疑われた場合には、機上においてアルコール検知器による検査の実施も含めた確認を行うこと等を求める。
飲酒防止対策が有効に機能していないと認められた場合は、その状況に応じ、乗務後のアルコール検知器による検査の実施（抜き打ちによる実施を含む。）を含めた改善措置の提出・実施を求める。
- 飛行間のアルコール検査について、飛行間の時間の長さに関わらず、事業者の管理下にあり飲酒の可能性が極めて低い場合には不要とする。
- その他所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布： 令和 7 年 1 月

施行： 2. ①関係：令和 7 年 7 月頃

2. ②関係：令和 7 年 1 月※

※既存事業者の準備期間が確保できるよう経過措置を定めることとする。